

平成25年10月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成25年10月17日(木曜日)午後2時30分から午後4時39分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第53号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について(生涯  
学習部)

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 小 林 政 美

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 白 井 誠 一 教育環境部長 大 貫 守

学 校 教 育 部 長 小 泉 和 義 生涯学習部長 小野澤 敦 夫

教 育 局 参 事 小 山 秋 彦 教育総務室 杉 山 吏 一  
兼教育総務室長 総括副主幹

総合学習センター 金 井 秀 夫 総合学習センター 岸 和 彦  
所 長 担当 課 長

教育環境部参事 長 嶋 正 樹 教育環境部参事 鈴 木 英 之  
兼学務課長 兼学校保健課長

学 校 施 設 課 長 山 口 和 夫 学 校 教 育 課 長 西 山 俊 彦

学 校 教 育 課 馬 場 博 文 学 校 教 育 課 主 幹 小 泉 勇  
課 長 代 理

学校教育課 担当課長	東 條 久美子	学校教育課 指導主事	浅 倉 勲
学校教育部参事 教職員課長	奥 村 仁	教職員課主幹	二 宮 昭 夫
教職員課担当課長	菊 池 政 弘	相模川自然の村 野外体験教室所長	青 木 正 利
青少年相談 センター所長	小 畑 弘 文	生涯学習部参事 兼スポーツ課長	八 木 博
スポーツ課 総括副主幹	宮 崎 信 広	図書館担当課長	平 本 幹 雄
図書館総括副主幹	榎 本 瑞 恵	博 物 館 長	菊池原 恒 市
事務局職員出席者 教育総務室主任	秋 山 雄一郎	教育総務室主任	越 田 進之介

開 会

小林委員長 ただいまから相模原市教育委員会 10 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、大山委員と田中委員を指名いたします。

まず、はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、どうぞお入りいただいて結構でございます。

(傍聴人入場)

相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

小林委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 53 号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第 53 号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきましてご説明申し上げます。

相模原市スポーツ推進審議会は、地方スポーツ推進計画、その他のスポーツの推進に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議することなどを職務としております。

委員の定数は 15 人、任期は委嘱の日から 2 年でございます。

当議案につきましては、金子登志子委員の任期満了に伴う後任の委員を相模原市スポーツ推進審議会規則第 2 条の規定に基づき、委嘱いたしたく提案するものでございます。

それでは、委嘱する委員につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

吉川美香氏でございますが、相模原市出身の陸上選手で、日本選手権 1500m 5 連覇や 1 万 m 優勝、さらにはロンドンオリンピック 5000m、1 万 m 出場など、輝かしい成績を残されている選手でございます。2013 年に現役を引退されておりますが、トップ

アスリートとして選手の指導・育成等について専門的知識を有しております、学識経験者として委嘱いたすものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願いいたします。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

福田委員 現職としては、何をされていらっしゃるのでしょうか。

八木スポーツ課長 現在は、アスリートとしては引退をされているのですが、パナソニックでコーチをされております。指導者として活躍されております。

小林委員長 そのほかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第53号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第53号は可決されました。

#### 専決処分の報告について

小林委員長 それでは、事務局から報告事項があるようです。

報告事項1について、学校教育課からお願いいたします。

西山学校教育課長 市立中学校の課外活動中に生じた2件の物損事故に係る損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行い、9月市議会定例会において報告したことにつきまして、教育委員会に報告いたすものでございます。

資料の3ページをご覧くださいと存じます。

1件目でございますが、平成25年6月29日午前10時45分ごろ、緑区内の市立中学校屋外運動場において、課外活動で軟式野球の打撃練習をしていた際、生徒が打ったボールがフェンスを越え、隣接する国道を走行していた乗用車に落下し、ボンネットを破損させたものでございます。専決処分は平成25年9月17日付で行い、本市の責任割合は100%、損害賠償額につきましては10万161円でございます。

2件目でございますが、平成25年7月23日午後3時10分ごろ、緑区内の市立中学校屋外運動場において、課外活動で軟式野球の打撃練習をしていた際、生徒が打ったボールが防球ネットを越え、隣接する会社の駐車場に駐車していた乗用車に落下し、ルーフを破損させたものでございます。専決処分は平成25年9月17日付で行い、本市の責任割合は100%、損害賠償額につきましては7万9,800円でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

小林委員長 説明が終わりました。質疑等ございましたら、お願いいたします。

田中委員 こちらの2件の学校に関して、中学校の概況図というのが出ているのですけれども、今までもこういうような事故があったのでしょうか。

西山学校教育課長 1件目の学校につきましては、報告はこちらの方には受けておりませんし、確認はしておりません。また、2件目の学校につきましては、過去においてもこちらの方向、ライト方向というのでしょうか、ライト方向の方にボールが出たという報告を受けております。ただ、そのときはボールが出ただけでありまして、物損事故等の報告は受けておりません。

田中委員 出たことがあるということは、その後も可能性があったということだったと思うのですけれども、そのときに何か、10mの防球ネットがこちらの方にはあると思うのですけれども、何か対応は行ったのでしょうか。

西山学校教育課長 これまでも打撃練習においては、打撃をする方向を変えるなどの工夫をしておりましたが、今回のこの打撃練習中に起きた物損事故におきましては、本年度、本中学校においては非常に強打者がそろっておりまして、実情を申しますと、東関東大会で優勝できるだけの実力を持っている学校で、1番から3番バッターが非常に強打者というところもあり、その練習中に起きた事故でございまして、今現在は、打撃の練習に当たりましては、必ず打撃方向を変える、またゲージで周りを囲む等の方策をとっているところでございます。

福田委員 防球ネットの妥当な高さについて、今後検討する必要があるのではないかと思います。課題は残されていると思いますので、ご検討を願いたいと思います。

西山学校教育課長 1件目の学校につきましては、現状は、ここで3年生が引退をしたことにより、1、2年生が今、選手がいない状況で、廃部ということになりました。2件目の学校につきましては、現状1、2年生が活動しているところなので、10mの柵をこれ以上高くするかどうかについては、学校と当該担当の学校施設課を交えまして、今検討を

進めているところでございます。

大山委員 この1件目は土曜日ですから、多分学校がお休みの日ですよね。休みの日の校庭を開放するという場合に、校庭ということにこだわらず、ほかの、例えば近くに広い場所があれば、そういった場所で行うことをむしろ考えた方が、非常にいい選手がいるという実情を考えると、今後の根本的な対策の方向性として、ひとつ考慮していただいたらいいのではないかと。やはり今の対策のままでは、年間何件か起こり得るし、最初の1件目というのは、多分走行中に当たったということで、ちょっと怖い事例ですよね。

小林委員長 そのほか、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 この件は、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### いじめ防止フォーラムについて

小林委員長 それでは、次に進みます。

次に、報告事項2について、学校教育課からお願いいたします。

西山学校教育課長 平成25年度相模原市いじめ防止フォーラムの開催につきまして、ご報告を申し上げます。

本フォーラムにつきましては、平成25年11月17日の日曜日、相模大野にございますユニコムプラザさがみはらのセミナールームで開催するものでございまして、主催を私ども相模原市教育委員会と相模原市で行い、ご後援を団体の方からいただいているものでございます。

目的といたしましては、学校・家庭・地域・関係機関等のいじめの未然防止に向けた取り組みの意識化を図るとともに、子ども・学校・家庭・地域・関係機関等がそれぞれの立場で可能な取組や行動、また、一層の連携について考える機会とする、また、いじめによって学校で学ぶことや自分らしく生きる権利が侵害されないことがないよう、いじめ防止の取組を通じて、子どもの権利について考える機会とするということでございます。

本市におきましては、いじめ防止にかかわる取り組みに本年度重点を置き、5月の防止月間、また11月にも強化月間を設定しまして、その一環としてこのフォーラムを実施するものでございます。

テーマといたしましては、「みんなで考えよう、いじめのない社会づくり」といたしま

して、内容の方は大きく3つに分けて話を進めてまいります。

1つ目は、帝京大学の高橋勝先生から基調講演をいただきます。また、2点目といたしましては、学校における取組の発表を小学校1校、中学校1校から、また、地域におけるいじめ防止の取組の活動を田名地区青少年健全育成協議会からご発表いただきます。3点目といたしましては、後段、休憩を挟みましてシンポジウムを行います。高橋先生をコーディネーターといたしまして、シンポジストとして高校生の代表、中学生の代表、保護者代表、市民代表、校長会の代表、そして行政関係者の代表により、それぞれの立場から、本市におけるいじめ防止の取組について、また今後、より一層いじめがない相模原の学校づくり、社会づくりを目指した取組についての様々なご意見をいただく予定でございます。

裏面をご覧いただけたらと存じます。

参加予定者といたしましては、行政関係者のほかに関係団体といたしまして、こちらの方に挙げさせた団体でございますが、これは昨年度2月に行いました市民集会でもご協力をいただき、また参加をいただいた団体でございます。

今後でございますが、広報さがみはら(11月1日号)、またポスターやチラシを通して周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

小林委員長 説明が終わりました。質疑等ございましたら、お願いいたします。

2月17日にいじめ根絶市民集会が行われました。それとは趣旨や内容も違うわけでございますけれども、あのときも結構、市民の方々が関心を持ってご参加いただいたと思うのです。今回は、子どもたちの発表等々がありまして、定員の192名というのを若干心配しているのですが、その辺は対応は何か考えているかどうか。市民、一般の方々が増えた場合に拒否してしまうのかどうか。その辺、お願いいたします。

西山学校教育課長 たくさん来ていただいた場合については、行政関係者の席を使って調整をできればと思っております。

小林委員長 そのほかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 この件は、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

さがみはら未来をひらく学びプラン後期実施計画について

小林委員長 次に、報告事項3について、学校教育課からお願いいたします。

西山学校教育課長 さがみはら未来をひらく学びプラン後期実施計画について、ご報告を申し上げます。

さがみはら未来をひらく学びプランを平成20年3月に策定いたしまして、基礎的、基本的な知識や技能、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など、確かな学力の向上を目指した魅力ある学校づくりを実現するために、8つの基本計画と前期実施計画を定め、これまで取り組んでまいりました。

本後期実施計画は、平成24年度、平成25年度の2年間で前期計画の期間における実施計画の主な成果や課題並びに達成状況について検証を行い、検証結果を踏まえながら魅力ある学校づくりに向けて策定をするものでございます。

この策定に当たりまして、基本的な考え方が2点ございます。

1点目は、前期実施計画の成果と課題、そして魅力ある学校づくりから見た現状と課題を整理した上での後期実施計画を策定すること。2点目といたしましては、相模原市教育振興計画とこの学びプランの整合性をより一層図るとともに、学びプランは相模原市教育振興計画の行動計画であるということをより明確にするもの。この2点に押さえました。

改善策 といたしましては、3点ございます。前期実施計画の内容が「調査・研究となっていたもの」の調査・研究結果を踏まえて、施策の方向性と整合性を図りながら後期実施計画を策定いたしました。また、前期実施計画の内容が「さらなる充実・推進をめざすもの」の成果と課題を踏まえまして、施策の方向性を整合性を図りながら後期実施計画を策定いたしました。また、魅力ある学校づくりの視点から、子どもたちの人間関係づくり、学校の安全・安心の視点を新たに盛り込みまして、後期実施計画を策定しております。

改善策の といたしましては、学びプランの施策の体制を相模原市教育振興計画のように施策の方向性、施策の概要とし、さらに、ねらい、内容、6カ年の具体的な行動計画を掲載するように表記を改めました。改善策 から見えた後期実施計画の施策の方向性、施策の概要を相模原市教育振興計画の施策の方向性等に書かれている文言を使って整理することといたしました。最後になりますが、中期実施計画との整合性を図った後期6カ年の行動計画とするように努めました。

この後期実施計画の特色でございますが、これまで以上に、特に基本計画1に掲げております「子ども一人ひとりを大切にする学校づくりを支援します」を重視した実施計画を作成することといたしました。また、全体を通しましてインクルーシブ教育の考え方を大



切にしていこうというところで策定をしているものでございます。

具体的な取組について、ページを追って若干ご説明をさせていただけたらと存じます。

6ページをご覧いただけたらと存じます。

6ページには、後期実施計画における11の施策の方向性という項目を示しました。この11の施策の方向性につきましては、前期実施計画における課題を11に整理をいたしまして、ここに1から11の方向性を学びプランで定めております学校運営力と教師力に分けて定めました。

9ページの右側にお示しさせていただきました11の施策の方向性の1番から、下方11番までと整合性がとれております。この11の施策の方向性をそれぞれ右ページにお示しいたしました施策の概要という形で、それぞれが具体的な概要となっているような体系図をこちらの方でお示ししております。

それぞれの具体的な取組が11ページ以降に、基本計画1から基本計画8まで、そして11の細かく分けた施策の方向性を示しています。

平成26年度から平成31年度までにつきましては、検討中というところです。ここには矢印が入るわけですが、そちらについては現在、作業部会で検討中の事項でございます。

以上、雑駁でございますが、ご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

小林委員長 説明が終わりました。後期実施計画の作成の基本的な考え方についての説明でございました。質疑ございましたら、お願いいたします。

西山学校教育課長 補足の説明をさせていただきます。

今後、11月には学校教育推進協議会にて、代表の校長先生方にお示しをさせていただき、12月には議会の文教部会の方でもお示しをさせていただきながら、12月、1月には市民の皆様パブリックコメントとしてご意見を頂戴する予定でございます。また、1月には最終案を完成し、2月に策定委員会を通しまして、またこの本教育委員会での協議会の方でご報告をさせていただき、3月の教育委員会で策定という流れになっております。

今後も、校長先生の代表や各課の代表の方々にご出席をいただいた策定委員会を踏まえまして、具体的な6年間の年次計画については検討を進めていくところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

小林委員長 ただいまの補足説明も含めて、質疑等ございましたら、お願いいたします。

中間案の方の19ページです。学校運営力、基本計画2、子どもたちの学力向上を図る学校づくりを支援します。その下に文章がございますが、7行目ですね。6行目の後ろからです。「平成24年度の『授業がわかりやすいと感じている児童・生徒』の割合は平成20年度からあまり変化がなく、81.5%にとどまっています」と、こういう表現がございます。そして、それを受けて、今度は前期実施計画の成果と課題の冊子の方の3ページの縦に基本計画2番がずっと入っています。それで、内容が1、2、3、ずっと羅列してありますけれども、先ほどの81.5%という数字と達成というのはどういう関係があるのか。達成とはどういう意味をなさっているのか。ということが、後期プランをつくる上で、前期の捉えで非常に大切だと思うのです。その達成の意味をご説明いただければと思います。

西山学校教育課長 お手元の資料でございます前期実施計画の成果と課題という方の冊子の方で、前期の取組についての評価については、内容、結果、具体的な取組と成果、課題というふうな形で、一つひとつの取組については評価をさせていただき、こちらの冊子の方にまとめさせていただいたとおりでございます。

3ページの子どもたちの学力向上を図る学校づくりを支援しますというところで、一つひとつの取組についてを達成という形でお示しさせていただいたのは、この達成の結果につきましては、それぞれの内容の行動計画、例えば、指導主事の学校訪問の充実ということの前期計画については、指導主事が3年間に全ての学校を回る。また、それぞれについて授業改善であるとか、教育課程について協議を行うということについては、達成をされたというところでございます。

具体的な取組と成果については、今こちらの方にお示しさせていただいたとおりでございますが、その中での課題といたしましては、計画訪問などで授業力向上が図られたけれども、今後も基礎・基本の習得をする授業やわかる授業のイメージを浸透させることが大切であるとか、また、基礎・基本の習得や活用する力、学ぶ意欲の向上を図るためには、もっと長いスパンで子どもたちの成長を見守る必要があるのではないかとということでの課題を踏まえさせていただきました。

ですから、達成というのは、この数値目標とこの結果のこの部分が一致しているものではございません。あくまでもこの結果のところは、内容のところの一つひとつの具体的な取組が実施できたのか、行動できたのかということで評価したものでございます。

福田委員 後期実施計画の特色というところで、インクルーシブ教育ということが出てお

りますが、この中間案等では、どういうところにそれが反映されているのでしょうか。

東條学校教育課担当課長 前期実施計画と並行して支援教育推進プランというものが並列してあるのですが、その中の計画の方には載っておりませんでした。今回は、後期実施計画の中に支援教育推進プランの内容も位置付けております。ページで言いますと、14ページ、15ページですね。14ページのねらい1のところと、15ページのところに支援教育の関係の計画を載せております。

福田委員 そのねらいと申しますか、この特色がわかるような表現にしていただけると、もう少し明確になってくるかと思えます。

小林委員長 答弁を求めますか。

福田委員 今後、ご検討いただければと思います。

小林委員長 よろしく願いいたします。

そのほか、ご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 この件は、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### 新・相模原市支援教育推進プラン中期計画について

小林委員長 それでは、次に、報告事項4について、学校教育課からお願いいたします。

西山学校教育課長 新・相模原市支援教育推進プラン中期計画の策定の方針について、ご説明をさせていただきます。

策定の方針でございますが、こちらは中期、すなわち平成26年度から平成28年度の3年間の計画の策定に当たり、概要部分は継続しつつ、前期の各施策を評価する中で、中期の施策を協議・検討し、策定していくことといたしました。また、支援教育ネットワーク協議会で推進プランの進行管理はこれまでも行っておりますが、協議と中期計画の整合性を図ることといたしました。

基本的な考え方は、これまでと継続いたしますが、前期を振り返る形で中期の課題を盛り込むようにしたものでございます。

大きくは、基本方針が3つございます。1つは、支援教育の充実でございます。2つ目は、支援体制の充実。3つ目は、教育環境の充実でございます。

各施策の表記でございますが、前期の表記例は、こちら上段のような形でございました

が、中期の表記につきましては、具体的に各年度の取り組みがわかることと、前期の反省を踏まえて中期ではどのようなところに重点を置くかというところを、中期に向けてというところでお示しをさせていただきました。

今後の取組でございますが、先ほどの学びプランと同様に、11月には教育推進協議会、また12月の文教部会、そして12月から1月の市民へ向けたパブリックコメントを行いまして、最終的には3月の教育委員会にて策定をさせていただく方向でございます。

先ほどお話をさせていただきました前期の反省を踏まえてということでございますが、基本方針での取組とその成果、そして課題、中期実施計画ではどこに重点を置くかということ、14ページ、15ページ、16ページで示しております。

この中期で重点を置くそれぞれの項目につきましては、後段、17ページの体系等の中、また今後、これからの18ページ以降の具体的な施策の方向性や主な施策の中に盛り込んだところでございます。

また、本プランにつきましては、後段のところに具体的な支援シート等の資料を添付いたしまして、また本市における特別支援教育の具体的なデータもお示しする形で、市民にもよりわかりやすい形で本市の支援教育の取組についてご理解をいただくというところがあります。

以上でございます。

小林委員長 説明が終了いたしました。質疑等ございましたら、お願いしたいと思います。

冊子の16ページでございますが、これは前期を振り返ってということで、基本方針3、教育環境の充実とあります。そして、その後半に、後段の方に、弱視、難聴、肢体不自由等の特別支援学級の充実というのも謳われています。それで、冊子の39ページを見ますと、平成25年5月1日現在で、難聴、弱視の閉級は何校かございます。この間の議会答弁を見ますと、小学校では難聴の可能性のある子どもが300名を超えており、中学生では74名という答弁がありますけれども、閉級の背景と、この充実ということと閉級はどう関連するのかということと、弱視に対してはいかがに対応するのか、それについてお伺いしたいと思います。

浅倉学校教育課指導主事 39ページにあります設置校名の一覧の中に、今お話があったような三角マーク、これは、特別支援学級の開設については、就学相談を行っている中で、そのお子様の就学児の状況等に基づいて設置するのが望ましいだろうということに基づいて設置をしてきましたので、今、三角になっているところはもう卒業されて、該当のお子

さんがいなくなったということでございます。

ただし、障害の種別によってはセンター的な機能を持つ特別支援学級の開設が望ましいということで、今後状況に合わせて設置の検討をしております。

また、難聴のお子さんの状況ですが、300何名という人数については、検査等によって聞こえに支障が出てくる可能性のあるお子さんということで、現在指導を受けている子どもたちは、小学校の通級用指導教室で10名ぐらいなので、補聴器をつけたり、多少聞こえづらいという状況を抱えながらも、通常の学級の中で同じ授業を受けているというような状況ですので、今後も状況を見ながら設置について考えてまいります。

弱視のお子さんについては、就学相談の中で、かなり早期から相談を受けているケースがあるので、それに基づいて設置を考えておりますが、やはりこれについても、拡大の教科書を導入したりとか、そういう中で一緒に学習するということを希望されるケースもありますので、そのあたり相談をしながら、状況によって、やはりセンター的な機能を持つものも検討していきたいというようなことで、ここに掲げている状況です。

小林委員長 今の件で、弱視と難聴の設置基準はどのようになっておりますでしょうか。学級の設置基準を県の方で定めてあるのではないかと思います。

西山学校教育課長 大変申し訳ございません。今こちらの方に、手元にちょっと資料がないものでございますのでお答えできません。後ほど、また調べてお答えします。

小林委員長 よろしく願いいたします。

大山委員 感想ということになるのですが、一昨年10月に相模原市の発達障害者支援センターができて、その前に2年間かけて、その整備検討委員会の中で議論されていた答申書に基づいた内容が、大分今回の中に網羅されて、うまくリンクしているのではないかと感想を持ちます。

1つは、やはり小中学校に支援シートがかなり中心になって、この評価の1つとしても活用されるということですが、要は、その先、中学校を卒業した後に支援シートがどのように生かされるか、その辺がいささか心配かなと思います。その先の活用について、お伺いしたいと思います。

西山学校教育課長 大山職務代理の方でお話をいただきましたのは、多分12ページ、13ページのところだと思います。こちらの方で示したように、私どもの支援体制につきましては、就学前、そして小学校、中学校、そして卒業後のそれぞれのライフステージを考慮した支援体制の充実を今後進めていかなければならないと考えているところでござい

す。その1つのそれぞれの接続を充実させるのは、ここでお示した1つの形あるものとしては支援シートということになります。この支援シートをどれだけ有効なものにしていくか。また、この支援シート、今、卒業後もどういうふうに子どもたちの次の就学、社会に出ていったところまでつなげられるかということは非常に大きな課題でございまして、これにつきましては、この中期計画の中で、支援シートの工夫も含めまして検討させていただくということで、大きな課題の1つとして挙げさせていただいたところでございます。福田委員 成果の というところ、14ページのところでございますが、ユニバーサルデザインということが言葉として出てきておりますけれども、具体的にこういうことが進んでいるということについて、お話しいただければありがたいと思います。

西山学校教育課長 成果の のユニバーサルデザインの学級づくりや授業づくりの推進につきましては、総合学習センターの研究員研究等におきまして、ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりや学級づくりについての研究を行い、またその成果物、研究成果を全小中学校の先生方の方に配付をしたところでございます。今後は、この課題のところにもありますように、まず今研究で成果は出ましたので、これをいかに一人ひとりの先生方が理解をして、この考え方、理念を取り入れた学級経営や授業改善ができるかというところについては、今後一層進めていかなければならないと感じているところでございます。

福田委員 先ほどの支援シートの件もありますけれども、その仕組みとして、そういう幼児期から自立していくまでの支援体制と同時に、こうした事例をうまく円滑に使えるような仕組みづくりを検討していただきたいと思います。

大山委員 この中には直接は触れていないのですが、入学前の体制ですよね。児童の発達の状態によって、もちろん必然的に入学後に発覚することもございます。けれども、保護者の都合によって相談を受けなくて、そのまま入学してしまって、それで途中からそういう支援を受けるようになるという事例も多々、視察に行っても大分、現場ではそういう声を聞きますので。それは多分、数年前に数で捉えられていると思うのですよね。今後、こういった支援プランが進んでいくという仮定の中で、そういった入学後に支援を受けるようなことになった子どもの数の変遷というのは、いわゆる入学前の支援の相談の状態を把握するにはいい指標になるのではないかなと。数としては大分出ています。ですから、その辺をご検討、できればいただきたいと思うのですけれども。そういったものを1つの指標として何らかの形で反映させていただきたいなと思います。

田中委員 今、大山委員がおっしゃられたように、入学前の周りの大人の気づきが大事な

のかと思いますが、なかなか自分の子に支援が必要だと保護者が納得できない場合がほとんどだと思っております。それがわかったときに、周りの子と一緒にではないと思ってしまおうとか。でも、そうではなくて、みんな多少なりともそういうことがあって、きちんと支援をしてあげれば、その子が社会に出たときにきちんと生活ができるというような、そういう認識を保護者が持てるような機会がなかなかないと思っております。

ぜひ、ここにも地域や保護者と協力してとかいろいろあるのですけれども、なかなか保護者の方ではそういうことを学ぶ機会がなく、やっぱり自分の子に何か支援が必要だと思ったときには、かなり動揺されてしまいますし、そんなことないと、なかなか認めたくないところがあると思っておりますけれども、そういうことを保護者が学ぶ場について、このプランの中に入れられると、保護者のかかわり、地域でのその子たちとのかかわり方というのが変わってくるのではないかと思っておりました。もちろん、そういう支援が必要な子どもたちの保護者ばかりでなく、子どもを持つ親になったときにどういうふうに支援をしていったらいいかというか、そういうことを考える機会というのを、ぜひ、妊産婦だとか、まだ幼児期の子どもたちの健診のときですとか、設けていただけるといいのかなと。

教育に当たる先生方に向けての推進プランだとは思っておりますけれども、ぜひ、そういう地域、保護者に向けて何かきっかけづくりになるようなプランがあったら検討していただきたいと思っております。

西山学校教育課長 当然ながらこの新プランの中期計画を策定し、これを多くの市民の方にお示しをすることが、相模原市の支援教育がこういう形で取り組まれているのだということになると思っております。今いただいたご意見も、さらに充実させるためには、どうこれを啓発させるかというところもありますし、また、今回お示ししました12ページ、13ページのところの中には、私ども教育委員会だけではなく、12ページの方に示させていただきました一番下のところ、相模原市支援教育ネットワーク協議会と、様々な関係団体とのネットワーク協議会を通じて、広く情報も交流しながら、また関係性を持ちながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、13ページにつきましても、こちらの方では支援を必要とする子どもたちが様々ないるのだと。例えば、日本語の理解に支援が必要な子どもたちも、当然ながら支援を必要とする子どもたちですし、環境面での支援を必要とする子どもたちや、また、身体的な支援を必要とする、精神的な面で非常に気持ちが弱い子ども、学校にそれで行かれていない不登校の子どもを含めて全てが一人ひとりの教育的なニーズと捉えた上で、支援体制を充

実させているということが相模原の大きな特徴でございますので、様々な関係機関を通じまして働きかけ、また協力をしながら連携を進めてまいりたいと思っております。

大山委員 21ページの主な施策の中で、障害種別に合わせた指導法の充実ということで非常にいい内容が掲載されているのですが、私ども昨年度も何回か視察に行きました。実際にやっぱり教室で見えますと、この辺ができれば欲しいなど。そうすると、すごくその子にあったテーラーメイドの教育ができるのではないかといつも感想を持つのですが、具体的に、かつ効果的な指導法について、研修だけではなくて、アメリカなんかだと各疾患、障害別に個別にやっぱり指導するという体制ができております。そういったところを参考にしながら、それには人的配置がかなり必要になってきますけれども、ぜひ、この辺はご検討いただきたいという希望です。。

福田委員 また、支援シート、独自の支援シートとありますけれども、できましたときにまた見せていただけるよう、よろしく願いいたします。

小林委員長 よろしく願いいたします。

そのほかございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

小林委員長 この件は、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### 学校における専用メモリー紛失について

小林委員長 次に進みます。

次に、報告事項5について、教職員課からお願いいたします。

奥村教職員課長 それでは、お手元の資料、学校における専用メモリーの紛失についてということについて、ご報告させていただきます。

既に9月28日に新聞報道があった内容でございますが、改めて経緯等について説明をさせていただきます。

本件は、平成25年3月14日、市内小学校において、臨時的任用教員が職員室で作業をした後、自席のコンピュータに専用メモリーを挿したまま離席してしまい、約2時間後に自席に戻ったところ、その専用メモリーが見当たらなくなっていたというものでございます。専用メモリーの中には、3学期の通知表作成のために担任をしていた28名の児童のデータが保存されておりました。その後、全教職員で校内を搜索しましたが、専用メモ



リーは見つからなかったという状況でございました。

学校長は、3月19日に事故報告書を教職員課の方に提出いたしました。3月28日に教職員課といたしまして、当該教諭及び学校長から事情聴取を行い、その場で厳重注意としたものでございます。

本事案は、校内で起こった事案であるとともに、専用メモリーに保存しているため、暗号化などの手だてにより、個人情報外部に流出した可能性は極めて低いと判断したため、公表については行っておりませんでした。

その後、9月23日に新聞社から本事案についての問い合わせがあり、9月28日に新聞報道となったものでございます。

再発防止についてでございます。本件につきまして、10月7日に実施した人事異動方針説明会にて、全小中学校長に対して、学校教育部長より、本事案の概要について説明するとともに、個人情報の管理について、再度徹底を図るように指導したものでございます。

また、相模原市立小中学校における情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、情報セキュリティ監査を実施いたしまして、市学校情報セキュリティポリシーや学校ポリシーの遵守状況を精査、そして教職員の意識向上を図るとともに、情報セキュリティ対策のレベル向上を図ってまいると、こういったような再発防止で取り組んでいきたいと思っております。

以上、ご報告申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。質疑等ございましたら、お願いいたします。

福田委員 セキュリティポリシーということで、私も教員をしていますので個人情報ということについては、意識としてはとても重要で、きちんと管理しておくべきということなのですが、実際問題として成績を入れていったものをどうするかという。USB等にはしないように心がけていたりしているのですけれども、専用メモリーだけにしか保存しないといっても、自分のコンピュータに残るといったことがあります。

そういう意味で、この適切な管理という言葉はとてもいいのだけれども、少し詰めて、年度末にはそういった情報については消去するとか、専用メモリーでしか成績については使わないとか、そういうようなことをやはり学校全体で、今後リスク管理ということで図っていく必要があるのかなと。今後、急にできないと思いますが、大きな検討課題だと思いますので、検討していただきたいなと思います。

金井総合学習センター所長 学校における児童・生徒の個人情報の管理等についてござ

います。現在、学校ではホームサーバーと申しまして、重要な情報を一元管理するためのサーバーを各校に設置してございます。成績等につきましては、基本的にはこちらで管理をするというようなことで、セキュリティポリシーの方でも謳っておりまして、各校においてはそのように取り組んでおるところでございます。

ただ、やむを得ずそのデータを移動させなければならないようなときに、専用の暗号化できる媒体において、そのデータの移動をするとしているところなのですけれども、これまでいわゆるコンピュータのOSがXPだったりWindows 7であったり、不統一な部分がございます、なかなかその統一した暗号化できる媒体だけを使用するということが可能でない状況がありました。ここでコンピュータの更新を全て行いまして、OSの統一が図られましたので、今後はその専用の媒体のみを移動の手段に使うということが可能となっております。ただ、その使用につきまして、その使用を徹底するというようなことと、基本的には校外に持ち出さないように努めるというようなことにつきましては、継続して学校の方に指導、呼びかけをしていきたいと考えております。

大山委員 USBメモリーの使用、学内での使用というのは、あくまでも情報を運ぶツールであり、学校内であればLANもあるし、サーバーもあって、全部データも移動できるわけですよね。何でUSBが必要なのかなという、素朴な疑問があります。作業も結局PCの上でできるし、USBを使う場面というのはほとんどないのではないかと。もちろん専用のUSBを貸し出しているということだと思いますけれども、挿したままという以前に、USBメモリーの使い方ということ自体を明記すべきだと思うのです。PC上でサーバーがあるし、LANもあるし、学校と教育委員会も連結していますから、あまり使う場面がないのではないかと、私個人は思うのですが。

金井総合学習センター所長 基本的には校内で校務用に支給されているコンピュータを使って作業するというような原則で、それぞれの教員が仕事をしているところだと承知しておりますが、それぞれの個々の事情により、先ほども少し触れましたが、やむを得ず、仕事を持ち帰らざるを得ないような状況にあることも、特に学期末の繁忙期にはございまして、その際には学校長の許可を得て、そのデータについては移動させるというようなことも現実としては行っているところです。

そのルールにつきましては、セキュリティポリシーを改めて各校に周知する中で、ルールを徹底するというような働きかけについては、引き続き行ってまいりたいと考えております。

福田委員 教員も本当に、全体に忙しいという面があります。ちょっといたし方ないかなという感もなきにしもあらずですが、それこそ国際的なレベルで考えていきますと、やはり教員も学校の中での業務が完結するような方向性で学校業務というのを捉えていくような、そういう意識を私たちは持つ必要があるかと思えます。

本当に教員をやっていると家でもやらなければいけないということもあるかと思えますが、結果的に流出するということにつながることもありますので、業務をなるべく学校内で完結していく方向で、教員の仕事の中身を精査していく必要があるかと思えます。

小林委員長 1の経緯について、上から3つ目の丸印です。「本事案は、校内でおこった事案である」、その次の行で「個人情報外部に流出した可能性は極めて低いと判断」、このことと公表の取扱いというのは結びつかないのではないかと思うのですが。

それから、2番の再発防止策についての2番目の丸印の一番下、「情報セキュリティ監査を実施する」と。この監査というのは実際どんなふうに行っているのか。この2点、お願いいたします。

奥村教職員課長 ただいまの1点目についてご説明したいと思います。

まず、公表につきましては、様々な事案についてどうかということをそれぞれについて判断しているところでございますが、まず、いわゆる教職員の処分事案ということに関しましては、懲戒処分以上を公表するというふうな公表基準に則ってございます。本事案につきましては、事情聴取の中で厳重注意ということでございますので、懲戒処分案件にはならなかったということが1つでございます。

そして、さらに、処分案件にならずとも、直接的に被害を受けた市民の方がいらっしゃるとか、あるいは直接でなくても間接的に市民の方に大きな被害を与えたようなことについては公表すると。公表するかしないかを判断することがございましたので、今回の事案につきましては、かなり頑強な暗黙化のルールの中で起こったことでございますので、外には出ないと判断したものでございます。

今のご説明した2点につきましては、相模原市の公表のルールに基づいて判断したものでございます。

金井総合学習センター所長 続きまして、2点目のご質問の情報セキュリティ監査についてでございます。

市内109校、6カ年に分けまして、6カ年で全校を対象に監査を実施しているところでございます。具体的な方法といたしましては、事前に書類の提出を求め、全職員に遵守

状況のチェックをしたものの提出を求めています。その事前監査に基づきまして、実地監査校を抽出いたしまして、実際に学校を訪問し、コンピュータのデスクトップであるとか、各教員の情報の管理状況を現場で監査いたします。

また、その実施監査の結果に基づきまして、フォローアップとしまして、事後の研修であるとか、指摘事項がある場合には、その改善について指導するというような、言ってみれば3段階の監査を実施しておるところでございます。

それとは別に、全校を対象に情報セキュリティについての研修ですとか、学校訪問を行っている訪問サポート研修というようなことで、セキュリティ意識の向上を図っているところでございます。

福田委員 紛失ということと、また盗難ということの可能性があるかと思うのです。この件についても、まだ解決はしていないということになりますよね。学校管理という点についても、もう一度意識を高めていただきたいということをお願いしたいと思います。

小林委員長 そのほか、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### 県費負担教職員制度の見直しについて

小林委員長 次に進みます。

次に、報告事項6について、教職員課からお願いいたします。

奥村教職員課長 それでは、県費負担教職員制度の見直しということについて、ご報告いたします。

お手元の資料でございますが、資料一番下の欄外に書かれてございますように、指定都市長会・指定都市議長の国の施策及び予算に関する提案資料の抜粋でございます。全国にある20の政令市では、この県費負担教職員制度の見直しに係る要望を、毎年国に提出しているところですが、今年になりまして国において動きがございましたので、定例会での報告案件とさせていただきます。

この件に関しまして、現状、課題、現在の動きの3つに分けてお話しさせていただきたいと思っております。

はじめに、この問題に係る現状についてご説明いたします。

現在、相模原市も含め市町村立学校に勤務する教職員の給与というのは、給与負担法という法律に基づきまして都道府県の負担となっております。このことから、給与上の面においては、市町村立学校に勤務する教職員を県費負担教職員と呼ぶことができます。

お手元の資料の下段にある表の左側に「現行の道府県・指定都市の役割」と示しているとおり、道府県が給与負担とともに学級編制基準や教職員定数の決定に係る権限を有しております。教職員の人事権、任命権を持つ指定都市には教職員定数等の決定権がないというねじれが生じた状態にあるというのが現状でございます。

指定都市の要望といたしましては、今度は表の右側に「あるべき役割」とあるように、現在、道府県が持つ給与負担とともに、教職員定数や教職員配置等に関する権限を指定都市が持つようになれば、表の一番下、下二重線の囲みにありますように、地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を提供することが可能になるということで、長年にわたり国に要望してきたところでございます。

この件に関する課題でございます。この件に関する課題といたしまして、給与負担に伴う指定都市への財源措置をどのように行うのかということが最大の課題でございます。本市にも3,100名ほどの県費負担教職員がありますが、これらの給与負担ということになれば、大変多額の所用額が見込まれることから、市財政にも大きな影響を与える問題でございます。お手元の資料上段の囲みの中にも、税源移譲につきましては、「基幹的な税目の税源移譲により措置すること」と要望してありますように、所用額全額について十分な財政措置がなされることが重要でありますし、国や関係する道府県、指定都市の間で調整がされること、これが大変大きな課題となっております。

最後に、現在の動きということでございます。お手元の資料の本文中段以降にございますように、本年3月に、国におきまして、地方分権に関連して「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」ということが閣議決定されております。その内容の中に、この県費負担教職員の給与費の問題については、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上、指定都市へ移譲すると書かれてございます。これまでも、本市といたしましては、国や県を交えた協議会に参加して、それぞれ意見交換をしてきておりましたが、なかなか具体的な方策についての合意には至っていない状況でございました。しかしながら、この閣議決定によって、これまでなかなか進展しなかったこの問題の動きが急速に注目されているところでございます。

現在、指定都市の市長会の事務局が中心となって、関係道府県との協議を進める予定と

なっているところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

田中委員 本当に難しい問題だなと思います。定数の決定権を持てば、給与負担ということは当然出てくることだと思うのですけれども、実際にその財源ということ考えたときに可能なのでしょうか、相模原市は。

奥村教職員課長 今のご質問でございますけれども、相模原市だけの問題ということよりも、全国20ある政令市とそれぞれが現在所管している道府県との関係がございますので、今、財務当局の方にもいろいろ動いていただきながら、どういうふうにしたらうまく調整できるのかという議論の最中だと聞いております。

大山委員 教職員の給与ということであれば財源がかなり求められるけれども、県から移譲があればでき得る可能性はあるとのことでしたが、ただ、問題はやっぱり退職金だとか、その辺の問題がうまく調整できるのかどうかですね。その辺の可能性については、いかがなのでしょうか。

奥村教職員課長 本年9月議会の中でもそれにかかわるご質問がございまして、現在、先ほど申し上げます3,100人ということの給与負担、そのほか退職手当等も含めた諸手当の本市の必要総額を年間300億円程度と試算してございます。この問題は次の通常国会にかけられるのではないかと予想しておりまして、法案としてそれが成立してから、さらに、先ほど申し上げます給与負担に伴う様々な権限の移譲に伴って、本市教育委員会といたしましても様々な条例や規則の制定、あるいは給与負担にかかわる事務執行体制、あるいはシステムの開発・整備などにもやはり数年はかかる問題ではないかと現在のところは想定しているところです。

小林委員長 2点よろしいでしょうか。ちょっと心配しているのですが、あるべき役割の四角がございませぬ。この中で、給与等の負担は、これは現在、都道府県が持っている全体の3分の2という意味かどうかということと、3分の1は相変わらず国が負担するのかどうか。

それからもう1点、基幹的な税目による税源といっても、税は景気によって上がったり下がったりすると思うのですが、その辺の心配というのはいかがなのでしょうか。その2点、お願いいたします。

奥村教職員課長 今、委員長からご質問のあった給与費の仕組みでございますけれども、

教職員の給与の3分の1は現在、国庫負担制度によって国が持つということになっておりまして、残りの3分の2を道府県で持つという仕組みでございますが、それ以外の退職手当も含めた諸手当で、さらに現在、道府県が単独で持っている部分がございますので、実質は単純に先ほどの額を3分の1と3分の2で割り返すことのできないものが、まずかなり多く含まれているところが現状でございます。

それから、2点目の基幹的な税目ということは、委員長ご心配のとおりだと私たちも思っております。基幹的な税目ですので、景気の変動等に左右されにくい税源の移譲を求めていくことだと理解してございます。

福田委員 ちょっと単純なことですけれども、子どもたちにとってどうなのかという、そうなったときに、よりよい教育というのが望まれるのかどうかというような視点も大事だと思うのです。その辺は非常に大きな課題なので、見えにくいところはありますが、どのような予測でしょうか。

奥村教職員課長 やはり相模原市の子どもたち、あるいは相模原市の保護者がどのような教育を望んでいるのかということが大事なことであると思っております。現在、定数の決定権は道府県にあるということでございますので、その方向とは違う、相模原市としてはこういう教育を大事にしてほしいと、そういったことに関して、私たちが主体的にそれを判断したり決定することができる権限を持つことになれば、それは相模原の子どもたちにとっても非常によりよいことになるのではないかなと考えております。

福田委員 そのような方向で、ぜひ検討していただければと思います。

田中委員 今のお話で、本当にそういうふうになればと思いましたが、例えば30人学級とか、学級の人数を減らすとなれば学級数が増えるわけですから、先生がまた多く必要となって、本当に難しい問題だと思うのですが、ぜひ、今、福田委員が質問した内容も踏まえながら、本当にいい方向に進めるようにいろいろ考えていただきたいと思います。

小林委員長 この件はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

浅倉学校教育課指導主事 すみません、先ほどの報告案件4の中でご質問いただいたことについてお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

弱視学級と難聴学級の対象の子ども基準でございますが、ちょうどこの10月4日付で文科省の方から通知がまいりまして、その表記をちょっとお伝えしたいと思います。

弱視学級の子どもを対象としては、拡大鏡等の使用によっても、通常の文字、図形等の

視覚による認識が困難な程度の者となっております。特に数値等の表記はございません。

それから、難聴学級の子どもの対象ですが、補聴器等の使用によっても、通常の和声を解することが困難な程度の者ということです。

なお、通級指導教室については、このような状況である中で、通常の学級の学習は概ね受けることができ、その上で専門的な指導を一部必要としている者という表記になっておりますので、今後これに沿った形での整備になっていくと思われま

小林委員長 学級設置の人数制限は何かございますか。何名以上とか。それについては、規定はないですか。

浅倉学校教育課指導主事 特にご覧いません。

小林委員長 ここで、職員入れ替え等のため、休憩といたします。再開は4時5分といたします。10分間の休憩です。よろしくお願いいたします。

(休憩・15:55～16:05)

小林委員長 再開いたします。

#### 相模原市議会（平成25年9月定例会）報告について

小林委員長 それでは、報告事項7について、教育総務室からお願いいたします。

小山教育総務室長 報告事項の7につきまして、ご説明申し上げます。

まず、市議会の9月定例会が8月26日から9月30日までの日程で開催されました。お手元に配付をさせていただきました資料につきましては、9月定例会の代表質問と一般質問の教育委員会関係の質疑の一覧でございます。代表質問につきましては、5名の議員から16問の質問がございました。また、一般質問につきましては、14名の議員から40問の質問がございました。

以上、概要でございますが、それぞれの質疑に関しましては、ご質問がございましたら、所管する各課長からご説明をさせていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

小林委員長 説明が終わりました。質疑がございましたら、お願いいたします。

大山委員 19ページの教育現場での難聴児の把握ということなのですが、この数値というのは学校に入って初めて見つかったのか、それ以前からあるのか。多分、難聴というのは今、新生児、生まれたときにスクリーニングをやっている時代でありまして、大分早期に先天的なものは見つかってきていると思うのです。例えば薬剤によって引き起こされる



もの、あるいはおたふく風邪によって罹患して起こり得るもの、その辺がございますので、先天的なものの種類はよろしいのですが、新たに発見されたと理解してよろしいのでしょうか。

鈴木学校保健課長 19ページの松永議員に対する回答の平成24年度の検査、小学校314人、それから中学校で74人が難聴の可能性というお話でございますが、これにつきましては、法に基づく学校における定期健康診断で、難聴の可能性があるという数でございます。先天的なものや新たに発見されたということではなく、現状では可能性のある人数がこの人数だということでございます。

大山委員 今までにもう補聴器をつけているとか、そういう何らかの治療を受けている子も含んでいるということですね。

鈴木学校保健課長 含まれているということでございます。

小林委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

小林委員長 では、1点伺います。5ページです。代表質問の菅原議員の質問ですが、図書館についてです。そのページの下から数行あたりに、「児童・生徒1人あたり、年間およそ12冊の貸出がされております」とあります。そのまたすぐ2行下に、「小・中学校に司書教諭を配置するとともに」云々とあります。この部分で、まず12冊という数字をどういうふうに捉えているかということです。そして、同時に貸し出し状況の変化等ありましたら、資料がありましたら、お願いしたいと思います。これがまず1点。

それから、司書教諭を配置するということですが、これも定数内に入っている12クラス以上に図書教諭を1名ずつ配置ですが、これは教諭の定数内に入っているとすると、司書教諭の機能を発揮するのは、非常にまた難しくなるのではないのでしょうか。その辺の問題点等もしございましたら、ご説明いただければと思います。

西山学校教育課長 まず、この年間およそ12冊の貸し出し数についてでございますが、これは小と中を平均した数でございます。小学校の方が多く、また中学校の方が少ないという現状の中、平均を12冊ということで算出しています。現状、中学校の貸し出し数が平均5冊程度でございますが、どちらかという、中学校の場合は自宅から本を持ってきて、朝のホームルームの時間が始まる前の時間であるとか、休み時間等に読んでいるという状況があります。小学校につきましては、特に低学年においては図書の時間等もカリキュラムの中に設置されていることから、貸し出し数が多いと認識しております。いずれ

にいたしましても、この12冊については全国的にも平均的な数字でございますが、さらにこの読書数が増えるような取組が必要であると考えております。

次に、司書教諭の配置90校につきましては、配置基準では12学級以上の学校に配置するとなっております。また11学級以下の学校についても、幾つかの学校に配置をしていることから、90校ということになっております。実際、本市におきましては、全校に配置しております図書整理員が、図書教諭や学校図書担当教諭と協力をしながら、学校図書館の整備や、子どもたちの読書活動の充実に寄与しているところでございます。

本市につきましては、この図書整理員につきましては、他市に比べて早い段階から全校配置をしておりますので、かなり学校ではこの図書整理員の活躍が今期待されているところでございます。

福田委員 学校図書館に関してですが、本の貸し借りということは1つ重要な役割だと思うのですが、学校図書室というもののやはり役割を模索していきながら、教科との連携を図りつつ総合的な学習を中心にしていろいろ図書室で学ぶというような、そういう動きも出てきているかと思うのです。そうした図書整理員だとか司書教諭を置くことによって、新たな取組がでてくるようであれば、そういうことを推進すると同時に、報告していただくというようなことをお願いしたいなと思います。

西山学校教育課長 今お話ございました学校図書館につきましては、読書活動に親しむという役割と、もう1つは、学習に活用する役割の2つがございます。この図書整理員につきましては、例えば季節ごとの読み物を配架したり、また国語の授業の中で、例えば新美南吉のお話を扱うときには、その新美南吉のお話をコーナーで設けていたりというような、より読書に親しむ環境づくりのほかに、理科で天体の学習をしていたり、社会科で地域学習をしたりするときの本をコーナーに集めて、それを1つのボックスに入れて、各学年が持ち出しができるような、そういう整理等もこの図書整理員が、司書教諭や学校図書担当教諭と協力しながら行っているところでございまして、本市においてはそういう充実が図られているところでございます。

岡本教育長 司書教諭が定数内であるかということについては、兼務発令ですよね。

奥村教職員課長 司書教諭は特別な定数がありませんので、各学校の教職員定数の中で司書教諭について発令している状況でございます。

大山委員 3ページの公明党の菅原議員からの、小中学校へのエアコンの設置ということなのですが、平成24年度末で25校、これは全体に対して25校ということと理解して

よろしいのでしょうか。

それから、実際の25校での稼働率について、要するにほとんどつけっ放しだったのかということと、実際に相模原市内で、今期の夏は非常に暑かったわけですがけれども、熱中症やそれに近い事例が発生したのは、どのくらい例があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

山口学校施設課長 本市109校のうち、冷房施設が設置されている学校が、お話がありましたように25校でございます。この25校につきましては、航空機騒音対策、あと臭気対策等による設置でございます。使用の基準につきましては、室内の温度が28度以上で湿度が70%以上になりましたら、冷房が設置されている学校につきましては使用ができるということになっておりまして、今年につきましては、かなり暑い日が早目に時期を迎え、7月の中旬が今年については一番の猛暑という状況でございました。暑くなった段階、学校によっては6月の下旬から使用し、7月の夏休みに入る前まで、それと9月の2学期が始まって、今年は9月の下旬や、10月に入りまして一部暑かったので、今年、冷房が設置されている学校につきましては、ほぼフル回転の状態であったと思っております。

鈴木学校保健課長 今年の夏は、確かに気象庁でも異常気象という見解が出ているほど暑かったわけですが、私どもの方で把握している数で申し上げますと、熱中症状態で救急搬送されたのが7件、熱中症ではないけれども具合が悪くなったという数については、実際のところそこまでの把握はできておりません。ただ、養護教諭等に聞きますと、授業中、調子が悪くなって一時的に保健室に来たようなケースは各校で見られると、そういうような状況でございます。

補足させていただきますと、教室内で調子が悪くなって救急搬送というケースはございませんでした。

大山委員 課外活動を含めた数ですね。あとは、例えば25校で冷房が動いているところでは、そういう症状を訴えた事例はなかったとか、その辺の差というのはわかるのでしょうか。

鈴木学校保健課長 申し訳ございません。そこまでの把握は正直できておりませんが、屋外であれば、部活動中に水分補給等が十分間に合わないで、体の調子を崩すというケースはあるかと思えます。

大山委員 もう1つ、冷房があったところとなかった学校で、例えば気分が悪くなったと

いう、養護の先生の印象で結構ですから、差があったのかどうか。冷房の効果というか。  
鈴木学校保健課長 正確な数字で捉えているわけではございませんが、当然、冷房設備がある普通教室や冷房設備が配置されている学校については、そういう事例は少ないかと思  
います。

委員から今お話があったようなことを含めて、来年度については、もう少し詳細な調査  
をしてみたいと、このように考えております。

小林委員長 大山委員、よろしいですか。

大山委員 はい。

小林委員長 ほかに、委員、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 この件はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、次に進みます。

それでは、最後に、教育委員会の主なイベント等につきまして、各部長からご説明をお  
願いいたします。

小泉学校教育部長 それでは、よろしくお願いいたします。

お手元資料の広報カレンダーの をまずご覧いただきたいと思います。日付を追ってご  
説明させていただきます。一部、違う場所がございます。

10月24日木曜日、さがみ風っ子文化祭「造形『さがみ風っ子展』」が28日までご  
ざいます。続いて右側、10月26日をご覧ください。ふれあい体験学習「希望の村」と  
いうのがございます。愛川公園での体験活動を中心として、集団での適応力を高めるとい  
うことで、不登校であるとか、登校渋り、集団生活が苦手なお子さんを中心に活動を行っ  
てまいります。

その26日の下をご覧ください。さがみ風っ子文化祭の一連の活動の中で、「学校給食  
展」が28日まで、銀河アリーナでございます。

左側、10月27日をご覧ください。同じく風っ子文化祭の開催セミナーが淵野辺公  
園でございます。

一番右側、11月2日をご覧ください。第6回の若あゆ食農体験クラブがございます。  
若あゆにてです。今回は脱穀を行うという内容でございます。

さらに、風っ子文化祭ですが、この日は「小・中学校音楽発表会」がグリーンホールに

てございます。

その下、2日から4日まで、さがみ風っ子文化祭の「中学校演劇発表」が南市民ホールでございます。

中ほどをご覧ください。これは風っ子文化祭とは別なのですが、さがみはら中学生職場体験支援事業が始まります。10月29日からは弥栄中学校。裏面をご覧ください。11月6日が東林中、11月12日が小山中、13日が旭、谷口、上溝南中、それぞれがそれぞれの事業所において職場体験を行うことになっております。

11月16日をご覧ください。これはやませみでの活動でございます。「家族でトレッキングin陣馬山」というところで、今募集をしております。

そして、その下です。新宿小学校が30周年記念式典を、この日に挙行する予定でございます。

以上です。

小野澤生涯学習部長 それでは、続きまして生涯学習部関連の事業のご説明、ご紹介をさせていただきます。先ほどの側の方の10月20日以降から の裏側の部分、11月16日までの分の主な事業をご紹介します。

まず、10月20日でございます。県天然記念物にも指定されておりますギフチョウ、これは藤野の方、津久井方面に生息する蝶でございますが、館野鴻絵本原画展ということで、市立博物館の展示室等で絵本の展示等を含めて公開をさせていただく予定でございます。それから、尾崎弔堂の記念館におきまして、尾崎弔堂にまつわる歴史講演会と、又野周辺の文化財探訪ということで、これを博物館、文化財保護課の事業として行います。

続きまして、10月25日に、年7回、今年7回コースで公開講演会ということで行っています天文関係の事業、この第3回が10月25日に行われます。

10月26日土曜日でございます。一番下側にございます登呂遺跡バスツアーということで、歴史のロマンを体感する旅として、世界文化遺産に登録もされました富士山にちなみまして、登呂遺跡の方に文化財探訪ということで、静岡県の方でバスツアーを行う予定でございます。

それから、裏面、2枚目に行きますが、月1回宇宙の日を設けて、いろいろな宇宙関連の事業を行っておりまして、今回、11月3日に講演会ということで、JAXAの准教授の方のご協力のもと、衛星観測による太陽研究関係の講演会を行う予定でございます。

それから、勝坂の縄文遺跡にて縄文まつりを開催いたします。今回、同じく磯辺地区に

ございますノジマステラ神奈川という女子サッカーチームの選手たちに、初めてご協力を  
いただく予定となっております。

それから、11月9日でございます。博物館で企画展として、学習資料展「大地さんと  
未来さんが見つけるちょっと昔の暮らし」ということで、これは小学校3・4年生の社会  
の学習單元にも合わせた企画展ということで、「昔の道具や暮らし」を紹介する展示を行  
っております。

続けて、翌日の10日の日曜日に、同じく学習資料展として、この企画展にあわせてチ  
ャレンジ体験コーナーということで、博物館にてボランティアの方たちのご協力のもと、  
お手玉とか市民学芸員による紙芝居の実演等を行う予定でございます。昔懐かしい体験、  
遊びを行っていただく予定でございます。

最後に、11月16日になりますが、橋本図書館にて、文化の秋ということで、文学作  
品に耳を傾けてみませんかということで、宮沢賢治ほかの作品の朗読会を行う予定でござ  
います。

同じく下側の方に、プラネタリウムの方で新番組ということで、11月16日から1月  
13日まで、「彼方からの旅人～明け方のアイソン彗星～」を上映いたします。今年11  
月中旬から来年の1月にかけて、めったに見られない彗星が観測されるということで、こ  
のアイソン彗星に絡めた番組として、上映する予定でございます。

あわせて、ホームタウンチームに認定されておりますアメフトのノジマ相模原ライズ、  
それから社会人ラグビーの三菱重工ダイナボアーズ、それからJFLで活躍をしております  
SC相模原、それぞれ応援いただきましてありがとうございます。ご承知のとおり、ノ  
ジマ相模原ライズは、今、ファーストステージで連勝中でございますが、10月20日が  
ファーストステージの最終戦ということで、横浜スタジアムでオービックシーガルズと、  
セカンドステージに向けての勝敗をかけて、試合が行われる予定でございます。ぜひ、機  
会がございましたら、横浜スタジアムではございますが、ご観戦いただければと思います。

三菱重工相模原ダイナボアーズ、これは現在、今、トップイーストリーグということで、  
現在、4戦を終わっておりますが、同じくこれも4戦連勝中ということで、10月20日  
日曜日に同じく三菱重工グラウンドで横河武蔵野アトラスターズと対戦予定でございます。  
最終戦については、釜石シーウェイブスと、11月30日に秩父宮のラグビー場の方で行  
う予定で、今現在、トップリーグを目指して頑張っているところでございます。

続きまして、SC相模原でございます。後半、もうほとんど残り試合数が少なくなって

おりますが、10月20日日曜日、カマタマーレ讃岐と、これは香川県営サッカー・ラグビー場の方で試合を行う予定でございます。現在、3位に位置付けて頑張っているところでございます。

小泉学校教育部長 すみません。このカレンダーにはございませんが、大きな行事を落としてしまいましたので申し上げます。

10月21日から24日の4日間、麻溝公園競技場で市内6年生全てが参加する連合運動会がございます。この連合運動会ですけれども、今回、50回の記念大会ということで、法政大学の学生さん等をお呼びして、模範の演技もしていただくというような、今までと違うような大会になってございます。

小林委員長 何か伺うことがございましたら、委員の皆さん。

大山委員 細かいことなのですが、シネマサロンとありますね。「嵐が丘」字幕版ということなのですが、これは2カ所で開催される。今、この裏面に、16ミリフィルム操作認定講習会というのがありまして、そういった昔ながらの、何かそういった回してやるような上映会なのか。16ミリフィルムを使ってやっていらっしゃるということですね。

小野澤生涯学習部長 16ミリフィルムを使って上映しております。

大山委員 わかりました。

小林委員長 この件はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、次回の会議予定日の件でございます。次回は11月7日木曜日、午前9時半から、当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、次回の会議は11月7日木曜日、9時30分の開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

閉 会

午後4時39分 閉会